

新庁舎の規模について

新庁舎規模の算定にあたって、第 1 章の前提条件に基づき、算定の基準となる数値として、職員数 1,600 人（38 年度推計値）、人口 47 万人、議員数 42 人とした

また、算定については、

- (1) 『現在の庁舎の面積』（現状）
- (2) 『現状の庁舎の混雑状況や狭あい化などの課題を考慮し、必要と思われる面積』（必要面積）
- (3) 『総務省の地方債同意等基準（22 年度）および国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準』（国基準）
- (4) 『近年新庁舎建設を行った類似人口規模の他市平均』（他市平均）

の 4 つの算定基準を作成し、委員会において、第 3 章に定めた機能ごとにそれぞれ妥当と考えられる算定基準を適用したものを積上げることで、新庁舎規模の算定を行った。

1 各基準による算定

(1) 『現在の庁舎の面積』（現状）

第 1 章の前提条件に規定した統合する庁舎について、面積を合算すると表 4-1 のとおりとなる

表 4-1 現庁舎の面積内訳（新庁舎に統合する庁舎・事務所の合計）

執務室	8,008 m ²	待合	143 m ²
会議室	1,019 m ²	相談室	153 m ²
倉庫・書庫	656 m ²	食堂・売店	411 m ²
共用部分（廊下・階段等）	4,787 m ²	子育て支援スペース	77 m ²
議場等	2,620 m ²	災害関係諸室	83 m ²
トイレ	614 m ²	情報管理室	287 m ²
給湯室、更衣室、守衛室等の諸室	1,770 m ²	ピロティ等	897 m ²
電気室・機械室等	1,476 m ²	合計	23,001 m ²

(2) 『現状の庁舎の混雑状況や狭あい化などの課題を考慮し、必要と思われる面積』

(必要面積)

現在の庁舎は、分散化や狭あい化によって、庁舎を利用するさまざまな方に配慮された空間や円滑な行政活動に必要なスペースが確保できていない状況となっている。現在の各諸室の利用や混雑の状況、狭あい化の実態などを勘案し、第3章に定めた整備方針ごとに本来のサービス提供や行政活動に必要な面積を整理する。

まず、第3章に定めた整備方針のうち、庁舎面積に反映することが必要な項目は、表4-2のとおりである。

表4-2 第3章に定めた整備方針のうち面積算定が必要な項目一覧

基本方針	機能整備の方針	面積算定が必要なもの
1 利用しやすい庁舎	1 窓口機能の整備	①ワンストップサービス窓口(総合窓口) ②待合スペース
	2 相談機能の整備	③相談室
	3 駐車場・駐輪場の整備	④駐車場※
2 人にやさしい庁舎	4 移動しやすい空間の整備	⑤共用部分(廊下、階段、ロビー等)
	5 利用しやすい設備の整備	⑥トイレ
		⑦授乳室・キッズスペース
3 親しまれる庁舎	7 協働・交流スペースの整備	⑧多目的スペース・市民活動支援スペース ⑨食堂・売店
	8 情報発信スペースの整備	⑩総合情報コーナー
	9 議会施設の整備	⑪議場等
4 機能的・効率的な庁舎	10 執務空間の整備	⑫執務室 ⑬打合せ等共有スペース
		⑭会議室
	11 会議室等の整備	⑮倉庫・書庫
	12 ICT基盤の整備	⑯情報管理室
5 安全・安心な庁舎	14 災害対策本部機能の整備	⑰災害対策本部・備蓄倉庫
整備方針はないが庁舎として整備するその他の諸室		⑱電気室・機械室等 ⑲給湯室、更衣室、守衛室等

※駐車場については、地下や屋外に整備されることが想定されるため、設置が必要な台数を算出することとし、庁舎の延面積には加味しないこととした。

面積算定が必要な項目ごとに現在の状況等を考慮していくと、面積は次のとおりとなった。

ア) 市民サービス向上のために拡充が必要な諸室

基本方針 1「利用しやすい庁舎」については、整備方針に基づき、利便性向上のため窓口や相談などの各サービス部門を集約化するため、これに対応できる面積の算定を行うものとする。

【 対象諸室 】

①ワンストップサービス窓口(総合窓口)

整備方針のとおり、ワンストップサービス窓口として、ワンフロアに主な手続き関係部署を集約するが、窓口は、ローカウンターとし、プライバシーに配慮しながら、車いすがそのまま利用できるゆとりを持ったスペースの確保が望まれる。現状、このような環境がほとんどの部署で整備できていないことから、ワンストップサービス窓口に必要な面積として、このローカウンターとその前後の利用空間■■■■■を想定し、各窓口に必要なカウンターを設置するとともに、証明書発行専用窓口■■■■■を加えて、必要面積とした。

- ・総合窓口を集約される市民課・国保・年金、高齢・障がい・児童福祉関係■■■■■
総合窓口内に■■■■■合計で、カウンターブース■■■■■
- ・証明書発行窓口
住民票や税証明を発行する窓口を新設、カウンターや機材等■■■■■
■■■■■

②待合スペース

現在、本庁舎内の待合席は、市民課前にしか設置がなく、その他の部署については窓口前の廊下にベンチやイスを設置して対応している。市民課ピーク時には、約 100 席ある待合席数とほぼ同じ数の利用者が、窓口の呼び出しを待っている状況となっている。市民課利用者がゆとりを持って待てるように、席数を 2 倍確保するとともに、整備方針のとおり、総合窓口化によって、集約される窓口（8 課を想定）利用者の待合席として、市民課と同等のスペースを確保し、必要面積とした。

- ・市民課
ストレスのない待合空間■■■■■
- ・総合窓口を集約される国保・年金、高齢・障がい・児童福祉関係■■■■■
■■■■■合計の 1 日の利用者数（約 700 人）を考慮して市民課同等規模を確保 ⇒■■■■■
■■■■■

③相談室

相談室については、プライバシーに配慮するため、イス・テーブルが設置され、対面により面談できる個室相談室■■■■■を、相談系部署に必要な専有室および各階■■■■■の共有市室を設置することで必要面積とした。

- ・専有室 市民相談、生活保護、高齢・障がい・児童福祉、税等■■■■■
- ・共有室 専有室が設置される低層階(1・2 階)を除き各階■■■■■

よって

- ・必要面積 = (専有室■■■■■ + 共有室■■■■■) × ■■■■ ⇒■■■■■

イ) 法律の基準にもとづき、整備が必要な諸室

基本方針 2「人にやさしい庁舎」については、整備方針に基づき、バリアフリー新法の誘導基準（以下、「誘導基準」という）以上の機能を確保するものとした。廊下や階段の幅、多目的トイレについては、この基準をクリアできる面積の算定を行うものとする。

【 対象諸室 】

⑤共用部分（廊下・階段等）

誘導基準による廊下幅として 180cm が必要となるが、現在の本庁舎では、もっとも狭いところで 70cm しかない。本庁舎の各階ごとに誘導基準をクリアするために必要な廊下幅の拡幅量を算出すると、平均で現状の 1.3 倍必要となった。

詳細設計まえに新庁舎の共用部分面積を算出することは難しいことから、今回は、庁舎全体に占める共用部分の割合が、新庁舎においても現在（22.6%）とほぼ同程度であると仮定し、基準をクリアするように、この共有部分割合を拡幅したものを必要面積とした。

$$\begin{aligned} \cdot \text{通行部分割合 (本庁舎のみ)} &= \frac{\text{通行部分面積 } 4,081 \text{ m}^2}{\text{延面積 } 18,062 \text{ m}^2} = 22.6\% \\ \cdot \text{新庁舎に必要な通行部分の割合} &= 22.6\% \times 1.3 = 29.4\% \end{aligned}$$

よって、

$$\cdot \text{共有部分} = \text{新庁舎延面積} \times 29.4\% \Rightarrow \blacksquare$$

⑥トイレ

誘導基準に基づき、多目的トイレ \blacksquare は、各階 1 ヶ所以上の設置する。

その他、通常のトイレについてこの基準に規定はないが、新庁舎の規模 \blacksquare を考慮すると、ベビーキープやおむつ交換台が設置できる広さをもったトイレ \blacksquare を各階 3 ヶ所設置したものを必要面積とした。

よって、

$$\begin{aligned} \cdot \text{多目的トイレ } \blacksquare \times \text{各階 } \blacksquare \times \blacksquare &\Rightarrow \blacksquare \\ \cdot \text{通常のトイレ } \blacksquare \times \text{各階 } \blacksquare \times \blacksquare &\Rightarrow \blacksquare \end{aligned}$$

ウ) 現在の狭あい化を考慮して拡充が必要な諸室

整備方針により、混雑状況や不足状況を解消できる数・規模の確保が求められる諸室については、現状の分析などから必要規模の算定を行うものとする。

【 対象諸室 】

⑫執務室

執務室については、現状で職員一人あたり 2 m²と、国基準の半分以下の職場が見受けられる。一方で、役職者については、国基準より狭い執務スペースではあるが、特別職をのぞき個室は設けず、一般職とおなじオープンフロアで業務を行っているという市川市の特徴がある。

この状況から、一般職員については国基準 (4.5 m²) を確保するとともに、特別職を含む役職者については現状の面積を維持したものを必要面積とした。

- ・ 特別職 換算率 [] × 4.5 m²/人 × 5 人 ⇒ []
- ・ 部次長 換算率 [] × 4.5 m²/人 × 49 人 ⇒ []
- ・ 課 長 換算率 [] × 4.5 m²/人 × 99 人 ⇒ []
- ・ 一般職 換算率 [] × 4.5 m²/人 × 1,447 人 ⇒ []

⑬打合せ等共有スペース

日常的に打ち合わせや軽作業を行うスペースは、現状、本庁舎内には 26 ヲ所と、平均 3 課に 1 ヲ所の割合でしかない。コピー機等の O A 機器は 2 課で 1 台を共有する状況となっている。現状を考慮し、このようなスペースとして、20 m²を 2 課で 1 ヲ所共有できるように一体的に整備したものを必要面積とした。

- ・ 必要面積 = 20 m² × 新庁舎配属予定部署 [] / 2 ⇒ []

⑭会議室

現在、本庁舎では、9 室の議会委員会室を共用会議室として利用しているが、広い作業スペースがないため、平均して 9 室中 3 室が、なんらかの多目的な用途で常時専有されている。

残りの 6 室については、月ごとの事前予約によって利用者を決定しているが、その予約倍率は毎月 1.1~1.3 倍であり、会議用に 7~8 室は最低でも必要な状況である。

このような状況を考慮すると、ある程度突発的な利用にも対応できる余裕をみて、現在必要となっている多目的用 3 室 (120 m²) と会議用 7 室 (60 m²) を 2 倍程度確保し、さらに研修に使用できる大会議室 (240 m²) 1 室を含めた 21 室を必要な部屋数とした。

- ・ 大会議室 (100 人用・研修用) ⇒ [] × 1 室 = []
- ・ 中会議室 (50 人用・大きな会議や多目的な利用) ⇒ [] × 6 室 = []
- ・ 小会議室 (25 人用・通常の会議) ⇒ [] × 14 室 = []

⑮ 倉庫・書庫

現在の本庁舎には、書庫および執務室内をあわせると [] を保管・管理している。

また、庁舎内に保管できない文書については、倉庫を賃借し、常用文書や作成後間もないものを除き、運用状況を見ながら、[] を外部に保管をしている状況にある。

新庁舎の整備にともなう部署の統合も加味しながら、これらすべての公文書を管理できる書庫スペースを必要面積とした。

- ・新庁舎の部署統合による職員数の増（現本庁舎勤務職員比）

現本庁舎の勤務職員約 1,300 人 ⇒ 新庁舎の勤務職員 1,600 人 ⇒ 1.2 倍

- ・新庁舎に保管が見込まれる公文書（ファイル）

（現本庁舎内保管約 + 統合による増分 [] × 1.2） + 外部保管 [] = []

- ・よって、

[] を保管できるキャビネット設置スペースに換算

⇒ 必要面積（新庁舎の保管文書量(想定)から) []

④ 駐車場

本庁舎の駐車場は、庁舎前のほか、近隣の 2 カ所に計 114 台を確保しているが、ピーク時には国道に、平均 11 台の入庫まちの車の列が発生している。このような状況を解消しながら、新庁舎の整備にともなう利用者想定を加味したものを必要台数とした。

- ・現時点で必要な台数 = 駐車場台数 114 台 + 平均入庫まち 11 台 = 125 台

- ・新庁舎の利用者想定 = 現在の本庁舎利用者 約 2,500 人
+ 統合するその他の庁舎・事務所の利用者 約 300 人 = 2,800 人

- ・よって

必要台数 = 125 台 × $\frac{\text{新庁舎の利用者想定 } 2,800 \text{ 人}}{\text{現在の本庁舎利用者 } 2,500 \text{ 人}}$ = 140 台

エ) 庁舎の統合とそれによる勤務職員の増にともない拡充が必要と考えられる諸室

現状で特段の面積不足はないが、新庁舎の整備にともない、周辺の分庁舎や賃貸事務所が統合され、現在の本庁勤務職員約 1,300 人に対し、約 1.2 倍の 1,600 人の職員が新たな本庁舎に勤務することとなる。このため、現在の本庁舎が備える面積に対し、職員が増員される分、諸室の拡充をはかり、必要面積とした。

【 対象諸室 】

⑤共用部分（ロビー）	現在	111 m ²	⇒	1.2 倍	=	必要面積 []
⑨食堂・売店	現在	411 m ²	⇒	1.2 倍	=	必要面積 []
⑩電気室・機械室等	現在	1,476 m ²	⇒	1.2 倍	=	必要面積 []
⑪給湯室、更衣室、守衛室等	現在	1,770 m ²	⇒	1.2 倍	=	必要面積 []

オ) 現状同等規模を踏襲していく諸室

現状で必要なスペースが確保できている、あるいは多少の不足はあるものの、今後、整備方針にもとづき、ソフト面での機能拡充が進められる諸室については、現時点の面積を踏襲しながら充実を図っていくものとした。

【 対象諸室 】

- ⑪議場等
- ⑬情報管理室
- ⑦授乳室・キッズスペース
- ⑩総合情報コーナー

カ) 新庁舎整備にともない、新たに整備される諸室

整備方針にもとづき、新庁舎に新たに追加される機能については、規模が同程度の他市における先進事例などを参考にしながら、必要規模の算定を行うものとする。

【 対象諸室 】

⑧多目的スペース・市民活動支援スペース

市民活動支援スペースについては、現在、ボランティア・NPO推進課に併設して設置されているが、多目的スペースについては、現在の庁舎にはない機能となる。他市の事例を参照しながら、市民協働を支援する機能として、一体的に整備できるスペースを必要面積とした。

・必要面積

⑬災害対策本部・備蓄倉庫

災害対策本部については、現在、モニターや無線などの機材を常設する部屋はあるが、災害発生時に設置する本部室や事務局室については、委員会室などを活用して設置している。その他、支援活動に要する機材を保管する備蓄倉庫などの関係諸室を含め、一体的に整備できるスペースを必要面積とした。

・必要面積

※ なお、支援活動や行政活動を行う職員の食糧を保管する備蓄倉庫については、別途、地下や屋外への整備を検討していく。

(3) 『総務省の地方債同意等基準(22年度)および国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準』
(国基準)

庁舎建設費用の財源については、地方債(借金)の活用により財源を確保することが一般的であるが、総務省において、地方債の対象とすることができる標準的な面積の基準が定められている(地方債同意等基準)。なお、平成23年度の改正により標準面積の基準については協議にかかる事務簡素化のため廃止された。

また、国土交通省より、中央官庁や合同庁舎などの国機関の一般庁舎の面積算定に関する基準(新営一般庁舎面積算定基準)が示されている。この基準では、設備関係諸室などを詳細に基準面積を算定することができる。これらの基準を参考に、面積算定を行うと表4-3のとおりとなる

【基準の概要】

ア) 執務室（総務省）

執務室については、職員数より算定することとされ、一般職員は1人あたり4.5㎡、市長や部次長、課長などの役職者については、これに換算率をかけて算出される。職員数については、第1章の前提条件より推計値の1,600人とした。

イ) 倉庫（総務省）

倉庫については、執務室の13%で算出される。

ウ) 会議室・トイレ・その他の諸室（総務省）

会議室などの諸室一式については、職員1人あたり7㎡で算出される。

エ) 共用部分（廊下・階段・エレベータ等）（総務省）

共用部分については、執務室、倉庫および会議室・トイレ・その他の諸室の面積の合計の40%で算出される。

オ) 議場等の議会施設（総務省）

議会施設については、議員1人あたり35㎡として算出される。なお、本市総合計画で実施した人口推計の結果から、総人口は今後、緩やかな減少傾向となるものの、大きな変化が想定されないことから、議員数については、現状同様の42人とした。

カ) 設備関係諸室（国土交通省）

総務省の基準では、設備関係諸室の面積は、ウ) 会議室・トイレ・その他の諸室に含まれるものと解釈されるが、国土交通省の基準において、設備関係諸室の詳細な積算基準があることから、参考に個別積算するものとする。

表 4-3 国基準の算定結果

	算定方法			基準面積	面積
	役職	換算率	職員数		
ア) 執務室	特別職	20.0	5人	4.5㎡/人	
	部・次長	9.0	49人	4.5㎡/人	
	課長	5.0	99人	4.5㎡/人	
	一般職	1.0	1,447人	4.5㎡/人	
	小計		1,600人	4.5㎡/人	
イ) 倉庫	ア) ×13%			—	
ウ) 会議室・トイレ・その他の諸室	職員数 1,600人			7.0㎡/人	
エ) 共用部分（廊下・階段、ロビー等）	ア) + イ) + ウ) ×40%			—	
オ) 議場等の議会施設	議員定数 42人			35㎡/人	
カ) 設備関係諸室（参考） ※国土交通省基準による参考 総務省基準では、ウ) に含まれる	共用部分除き 20,000㎡以上 ⇒ 電気室 380㎡ ⇒ 機械室 1,870㎡			—	
合計					
キ) その他、国基準に含まれないと解釈されるもの ※(2)必要面積より準用	多目的スペース・市民活動支援スペース				
	災害対策本部・備蓄倉庫				
	情報管理室				
合計					

(4) 『近年新庁舎建設を行った類似人口規模の他市平均』（他市平均）

近年、新庁舎の建設または計画を行った類似人口規模の自治体である「町田市」「秋田市」「那覇市」の事例から、諸室ごとに人口または職員数あたりの基準面積の平均を作成した。

これを、諸室の主な利用者により市川市の人口、職員数または議員定数にあてはめ、面積算定を行うと表 4-4 のとおりとなる。なお、市川市の人口については、第 1 章の前提条件より 47 万人として算出した。

表 4-4 他市事例を参照とした算定結果

	町田市	秋田市	那覇市	単位面積 (平均) ㎡/人	単位面積か ら算出した 市川市想定
	人口 (万人)	43 万人	32 万人		
①ラストップ サービス窓口 (総合窓口)	620 ㎡	400 ㎡	350 ㎡	12.6	
②待合スペース	830 ㎡	320 ㎡	435 ㎡	14.3	
③相談室	220 ㎡	148 ㎡	145 ㎡	4.8	
④駐車場	—	—	—	—	
⑤共用部分	10,200 ㎡	6,100 ㎡	6,570 ㎡	5.7	
⑥トイレ	1,070 ㎡	866 ㎡	844 ㎡	26.1	
⑦授乳室、キッズスペース	125 ㎡	195 ㎡	50 ㎡	3.5	
⑧多目的スペース・市民活動支援スペース	650 ㎡	220 ㎡	344 ㎡	13.4	
⑨食堂・売店	1,105 ㎡	350 ㎡	31 ㎡	0.4	
⑩総合情報コーナー	72 ㎡	85 ㎡	100 ㎡	2.5	
⑪議場等	1,610 ㎡	1,430 ㎡	1,935 ㎡	40.0	
⑫執務室	10,210 ㎡	7,400 ㎡	10,840 ㎡	7.1	
⑬打合せ等共用スペース					
⑭会議室	1,800 ㎡	1,200 ㎡	1,030 ㎡	1.0	
⑮書庫・倉庫	900 ㎡	960 ㎡	1,175 ㎡	0.8	
⑯情報管理室	—	—	56 ㎡	0.1	
⑰災害対策本部・備蓄倉庫	550 ㎡	290 ㎡	180 ㎡	0.3	
⑱電気・機械室	1,650 ㎡	3,430 ㎡		2.0	
⑲その他諸室	3,578 ㎡	6,342 ㎡	6,194 ㎡	3.7	
合計	34,240 ㎡	29,820 ㎡	29,808 ㎡		

以上の（１）～（４）の算定基準による結果をまとめると表 4-5 のとおりとなる。

表 4-5 各算定基準による延床面積

	算定基準(1) 現状	算定基準(2) 必要面積	算定基準(3) 国基準	算定基準(4) 他市平均
①ワンストップサービス窓口(総合窓口)	(共有部分に含む)			
②待合スペース	143 m ²			
③相談室	153 m ²			
④駐車場	—			
⑤共用部分(廊下・階段、ロビー等)	4,787 m ²			
⑥トイレ	614 m ²			
⑦授乳室・キッズスペース	77 m ²			
⑧多目的スペース 市民活動支援スペース	0 m ² (執務室に含む)			
⑨食堂・売店	411 m ²			
⑩総合情報コーナー	(敷地内に設置)			
⑪議場等	2,620 m ²			
⑫執務室	8,008 m ²			
⑬打合せ等共有スペース	(執務室に含む)			
⑭会議室	1,019 m ²			
⑮倉庫・書庫	656 m ²			
⑯情報管理室	287 m ²			
⑰災害対策本部・備蓄倉庫	83 m ²			
⑱電気室・機械室等	1,476 m ²			
⑲給湯室、更衣室、守衛室等	2,667 m ² (ビ・アール等除き 1,770 m ²)			
庁舎延床面積 合計	23,001 m ²			

2 機能ごとの面積の考え方と算定結果

(1) 機能ごとの面積の考え方

第4章の整備方針にもとづき、(1)～(4)の算定基準のうち、機能ごとに適用することが妥当とおもわれる基準を以下のとおりまとめる。

①ワンストップサービス窓口（総合窓口） ⇒ 算定基準(2) 必要面積

ワンストップサービス窓口（総合窓口）については、整備方針にもとづき、ワンフロアに主な手続き関係部署を集約しながら、新たなサービスとして証明書発行専用窓口を整備するために必要な面積を考慮しなければならない。

このため、ワンストップサービス窓口（総合窓口）として集約する■■■■を想定したなかで、これらが配置できるとして試算した『算定基準(2) 必要面積』より、■■■■を採用する。

②待合スペース ⇒ 算定基準(2) 必要面積

待合スペースについては、ワンストップサービス窓口の整備にともない、窓口部署の集約化に対応できるよう一体で整備する必要があることから、ワンストップサービス窓口と同様に『算定基準(2) 必要面積』より、■■■■を採用する。

③相談室 ⇒ 算定基準(2) 必要面積

相談室については、相談業務が、届出・申請などの窓口業務に付随して、市の主なサービスであること、また、その相談内容も多岐にわたり、整備方針にもとづき相談者へのプライバシーに十分配慮した環境整備としての個室相談室の設置が重要となっている。

このため、主な相談系部署への専有相談室および全庁共用の相談室を配置するために必要な面積を試算した『算定基準(2) 必要面積』より、■■■■を採用する。

④駐車場 ⇒ その他

駐車場については、「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例」にもとづき、建物の規模の準じた基準台数が設けられている。新庁舎の想定規模からみれば、約170台が基準台数となっている。これは、現在の混雑状況から見た必要台数140台よりも多いことから、駐車場台数は条例基準の確保を採用する。

⑤共用部分（廊下・階段、ロビー等） ⇒ 算定基準(2) 必要面積

共用部分については、整備方針にもとづき、庁舎を利用するさまざまな人への配慮を優先し、移動空間におけるユニバーサルデザインを実現するため、誘導基準をクリアした面積の確保が必須となる。

このため、新庁舎の詳細設計前ではあるが、庁舎に占める共有部分の割合から、誘導基準に準じた廊下幅などの確保を想定している『算定基準(2) 必要面積』より、■■■■を採用する。なお、ロビーなどについては、現状で過不足がないことを考慮して、現状同等の100㎡とし、■■■■を共用部分とする。

⑥トイレ ⇒ 算定基準(2) 必要面積

共用部分と同様、利用者への配慮から、誘導基準をクリアする『算定基準(2) 必要面積』より、
■を採用する。

⑦授乳室・キッズスペース ⇒ 算定基準(1) 現状同等

授乳室・キッズスペースなどの子育て支援のためのスペースについては、現在、分庁舎内に子育て支援スペース（親子つどい広場）が設置されており、十分な機能を保持している。これを踏襲し、来庁者も利用できるスペースなどを展開していくことが妥当と考えられるため、面積としては、現状の子育て支援スペースに順じた『算定基準(1) 現状同等』より、■とする。

⑧多目的スペース・市民活動支援スペース ⇒ 算定基準(4) 他市平均

新庁舎に新たに整備される機能であり、先進市の事例を参照にしながら規模の検討を行うことが妥当であることから『算定基準(4) 他市平均』を参照し、■とする。

⑨食堂・売店 ⇒ 算定基準(1) 現状同等

食堂・売店については、利用しやすいよう機能の充実を図っていくが、面積検討としては現状で大きな不足が生じていないことから、『算定基準(1) 現状同等』より、■とする。

⑩総合情報コーナー ⇒ 算定基準(1) 現状同等

総合情報コーナーについては、多様な情報提供媒体を導入するなど機能の充実を図っていくが、面積検討としては現状で大きな不足が生じていないことから、『算定基準(1) 現状同等』より、■とする。

⑪議場等 ⇒ 算定基準(1) 現状同等

議場等については、議会の独立性を維持しながら、ユニバーサルデザインへの配慮やインターネットによる情報発信などによって、市民に身近な場所となるよう機能面において充実を図っていくが、面積検討としては、現状で議員定数に見合った規模が確保されているため、『算定基準(1) 現状同等』より、■とする。なお、現在の議場は、議場と傍聴席が2層構造となっているが、新庁舎においては、必要面積の範囲のなかで、議場と傍聴席などの空間構成の検討を行うものとする。

⑫執務室 ⇒ 算定基準(2) 必要面積

執務室については、現在の狭あい化を解消し、効率的かつ、将来変化にも対応できる柔軟性を確保したスペースを確保していく必要がある。

官庁施設で必要となる一般的な面積算定の基準を定めた国基準を準用することが一般的ではあるが、役職者をオープンスペースに配置して業務を行っている市川市の現状を反映すれば、一般職については国基準の採用により狭あい化を解消し、役職者の面積は現状を勘案している『算定基準(2) 必要面積』が妥当と考え、■を採用する。

⑬打合せ等共有スペース ⇒ 算定基準(2) 必要面積

打合せ等共有スペースについては、執務室同様、狭あい化を解消し、効率的かつ柔軟性のある執務空間の実現に寄与するものといえる。このため、執務室にあわせて整備を行っていくため、『算定基準(2) 必要面積』を採用した、 とする。

⑭会議室 ⇒ 算定基準(2) 必要面積

会議室については、国基準や他市事例を参照にしながら、行政規模に応じたスペースを検討していくことが妥当と考えられるが、整備方針にもとづき、狭あい化によって不足している現在の状況を解消するため、現在の利用状況を考慮した必要数の積上げから検討を行うことも必要といえる。

結果として、『算定基準(2) 必要面積』と『算定基準(4) 他市平均』に大きな乖離もないことから、効率的な行政運営を期待し、『算定基準(2) 必要面積』より、 を採用する。

⑮倉庫・書庫 ⇒ 算定基準(2) 必要面積

倉庫・書庫については、現時点で、公文書を外部保管している状況があり、文書保管の運用における時間的・金銭的なロスが発生している。

この状況に鑑みれば、外部保管を行っている公文書についても保管できるよう、書庫を増設することで、利便性を高めるとともに、保管にかかる経費の削減効果を考慮していくことが妥当と考え、『算定基準(2) 必要面積』より、 を採用する。

⑯情報管理室 ⇒ 算定基準(1) 現状同等

情報管理室については、整備方針にもとづき庁内に分散するシステムを集中管理できるスペースが必要となるが、同時に今後、システムの整理・統合されることが予想される。このため、現状規模をもって、『算定基準(2) 必要面積』とする。

⑰災害対策本部・備蓄倉庫 ⇒ 算定基準(2) 必要面積

新庁舎に新たに整備される機能であり、先進市の事例を参照にしながら、実際に、市川市において災害対策本部の運営に必要な資機材の配置や保管ができる規模を想定した検討を行い、500 m²を想定している。このため、『算定基準(2) 必要面積』より、 とする。

⑱電気室・機械室等 ⇒ 算定基準(3) 国基準

電気室・機械室等については、庁舎の規模に応じた適切なスペースを確保していくことが妥当と考えられる。この規模については、官庁施設で必要となる一般的な面積算定の基準を提示している国土交通省の定める国基準を準用する。なお、機械室は、地下または屋外に設置するため、面積としては『算定基準(3) 国基準』より、電気室 とする。

⑲給湯室、更衣室、守衛室等 ⇒ 算定基準(2) 必要面積

給湯室、更衣室、守衛室等については、庁舎を運営・維持していくための基本機能であり、新庁舎整備にあたり、本庁機能を有する庁舎・事務所を統合していくが、これにともなって本庁舎に勤務する職員数の増に対応した相応のスペースが当然必要となる。このため、職員数の増からみた面積検討を行っている『算定基準(2) 必要面積』より、 を採用する。

以上の機能ごとに、妥当と思われる算定基準を適用した結果をまとめると表 4-6 のとおりとなる

表 4-6 新庁舎規模

整備方針	算定基準(1) 現状	算定基準(2) 必要面積	算定基準(3) 国基準	算定基準(4) 他市平均
①ワンストップサービス窓口(総合窓口)	(共有部分に含む)			
②待合スペース	143 m ²			
③相談室	153 m ²			
④駐車場	—			
⑤共用部分(廊下・階段、ロビー等)	4,787 m ²			
⑥トイレ	614 m ²			
⑦授乳室・キッズスペース	77 m ²			
⑧多目的スペース 市民活動支援スペース	0 m ² (執務室に含む)			
⑨食堂・売店	411 m ²			
⑩総合情報コーナー	(敷地内に設置)			
⑪議場等	2,620 m ²			
⑫執務室	8,008 m ²			
⑬打合せ等共有スペース	(執務室に含む)			
⑭会議室	1,019 m ²			
⑮倉庫・書庫	656 m ²			
⑯情報管理室	287 m ²			
⑰災害対策本部・備蓄倉庫	83 m ²			
⑱電気室・機械室等	1,476 m ²			
⑲給湯室、更衣室、守衛室等	2,667 m ² (ビロイ等除き 1,770 m ²)			
	23,001 m ²			

(延床面積) 算定結果 (まとめ)

採用面積		採用した選定基準と面積の考え方 (まとめ) ※3
(一括整備)	(分散整備)※1	
		(必) 総合窓口へ集約する部署に対応したカウンター窓口の増設と証明書発行窓口を新設
		(必) 窓口の集約とストレスのない待合空間確保のため、現状の■■■■のスペースを確保
		(必) 相談窓口に対応した専有室および全庁共有の 個室相談室を新設
		(一) 条例の基準台数を確保
		(必) 法誘導基準に基づく廊下等の幅を実現できる 共有部分面積を確保
		(必) 誰でもトイレを各階1ヵ所、おむつ交換台などのあるトイレを各階3ヶ所設置
		(現) 現在の広場スペースに準じた面積とする
		(他) 他市事例を参考にした空間整備を実現する
		(現) 現状同等とする
		(現) 現状同等とする
		(現) 現状同等とする
		(必) 一般職は総務省基準(4.5 m ² /人)、役職者については現状同等とする
		(必) 2課で1ヵ所の共有スペースを確保する
		(必) 会議室数を2倍に増設する
		(必) 外部保管の公文書も保管できるスペースを確保
		(現) システムの整理をはかりながら現状維持
		(必) 必要諸室を一体整備できるスペースを確保する
		(国) 庁舎規模に応じた国土交通省基準を準用する (機械室は地下または屋外設置のため、面積は電気室のみ)
		(必) 配置職員の増大分拡張する

※1 庁舎を分散して整備する場合、共用部分、トイレ、電気室など必要に応じて庁舎ごとに重複することが想定される面積を加えたもの

※2 一括整備の場合、ワンフロアの整備面積を広く想定することができ、配置できる部署に余裕が生まれるため、20 m²を加算した■■■■としたもの

※3 (必) : 必要面積、(国) : 国基準、(他) : 他市平均、(一) : その他、基準によらないもの

(2) 算定結果（まとめ）

このように、現在、バリアフリー化の遅れや狭あい化といった課題をかかえている『廊下などの通行部分』『執務室』『会議室』、あるいは、新たな機能である『ワンストップサービス窓口』『災害対策本部』などについては、必要と思われる面積を確保することとした。

また、『ロビー』『食堂・売店』『議会施設』など、現状で過不足のないスペースについては、現状同等として、新庁舎の整備を行うものとした。

この結果から、新庁舎の規模は、おおよそ〇〇〇〇〇m²とした。

なお、延床面積外となるが、駐車場として、現在の混雑状況を考慮し、周辺道路に渋滞が発生しないだけの駐車台数を確保するとともに、あわせて滞留空間を確保することとした。

新庁舎の規模は、『おおよそ〇〇〇〇〇m²』とする

※ 新庁舎の規模については、おおよその規模であり、今後の設計段階等で多少、前後することも想定される

整備方針ごとの面積積み上げ表(修正版)

基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)～(4)				2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	(1)	(2)		(3)		(4)		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状 面積	現在の状況および課題等を考慮した必要面積 考え方		国基準 考え方		類似人口規模の他市平均 考え方		(1)～(4)のうち 採用した算定方法	面積 本庁舎 分庁舎		(1)～(4)のうち 採用した算定方法
1 市民 サービス	1. 利用し やすい 庁舎	①ワンストップ サービス窓口 (総合窓口)	○ワンフロアに窓口を集約して配置する『ワンフロア集約型の総合窓口』を導入する。 ○利用の多い証明書を一元化して発行できる『証明書発行専用窓口』の設置を検討する。	— (共用部分に含)	①市民課、国保年金、福祉関係 ・総合窓口のローカウンター窓口を設置	【総務省】 ⑩会議室面積を含む	【人口比】 平均12.6㎡/万人	(2)必要面積	(2)必要面積 ※移転により、ワンフロアを広くすることができるため、福祉関係の2課をさらに配置することができ、必要面積も+20㎡となっている					
		②待合スペース	○総合窓口には、窓口の集約に対応したゆとりある待合スペースを整備する。	143	①市民課 ・ピーク時の来客者数÷現状の待合席数 ⇒ストレスのない待合空間 ②国保年金、高齢・障害・児童福祉 ・総合窓口を集約して配置するため、この利用者の待合席も確保必要	同上	【人口比】 平均14.3㎡/万人	(2)必要面積	(2)必要面積					
		③相談室	○プライバシーに配慮された共用の個室相談室を設置するとともに、主に相談を行う部署が配置された低層階には専用の相談室を確保する。	153	①市民相談、生活保護、高齢・障害・児童福祉、税等の相談系部署の相談室 ②その他共用相談室	同上	【人口比】 平均4.8㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複設置(分庁舎は共有相談室各階1カ所設置)	(2)必要面積					
	2. 人にやさしい 庁舎	⑤共用部分 (廊下、階段、エレベーター) (ロビー)	○通路等の共有部分は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の「誘導基準」以上を目指した幅や機能を確保する。	4,676	○法誘導基準にもとづく廊下幅等の確保 ・現庁舎の共有部分割合(22.6%)を1.3倍に拡充⇒庁舎面積×29.4%	【総務省】 議会をのぞく各室面積の40%	【職員比】 平均5.7㎡/人	(2)必要面積	(2)必要面積					
				111	○職員増に対応して拡大 ・現状で不足ないが、本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)	同上	(1)現状同等 ※庁舎の分散により重複設置(分庁舎は本庁舎の1/2で想定)	(1)現状同等						
		⑥トイレ	○ユニバーサルデザインの考え方に基づいた『誰でもトイレ』を、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の「誘導基準」以上を目指し設置する。	7	○法誘導基準にもとづく各階1カ所設置	【総務省】 ⑩会議室面積を含む	【人口比】 平均2.4㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複設置	(2)必要面積					
		607	○各階設置	同上	【人口比】 平均23.7㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複設置(分庁舎は各階2カ所設置)	(2)必要面積							
	⑦授乳室、キッズスペース	○子育て関連の窓口に併設して、授乳室・キッズスペースを設置する。	77	○現在の施設を踏襲 ・来庁者のほか、地域住民の自由な利用を考慮し、現八幡分庁舎1階の『親子つどいの広場』相当の規模を確保	同上	【人口比】 平均3.5㎡/万人	(1)現状同等 現状で自由利用を含めたスペースの確保ができているため	(1)現状同等 現状で自由利用を含めたスペースの確保ができているため						
	3. 親しまれる 庁舎	⑧多目的 スペース 市民活動 支援スペース	○一時的に広いスペースを要する行政事務やイベントに利用できる多目的スペースを設置する。 ○打ち合わせコーナーや印刷機等の機材が設置された市民活動支援スペースを設置する。	0	○事例を参考にしながら必要面積を算定 ・現状の庁舎にない施設のため、他市事例と同等規模を必要面積とする	(基準なしのため必要最大で考慮)	【人口比】 平均13.4㎡/万人	(4)他市平均 現状の庁舎にない施設のため、他市事例と同等規模を必要面積とする	(4)他市平均 現状の庁舎にない施設のため、他市事例と同等規模を必要面積とする					
		⑨食堂・売店	○市民が利用しやすい食堂の設置を検討する。	411	○職員増に対応して拡大 ・現状で不足ないが、本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)	【総務省】 ⑩会議室面積を含む	【職員比】 平均0.37㎡/人	(1)現状同等 現状同等の規模において諸室の機能向上を図る	(1)現状同等 現状同等の規模において諸室の機能向上を図る					
○売店は、コンビニエンスストアの誘致を含めて検討する。														
⑩総合情報 コーナー	○市政や地域活動の情報を紹介する『総合情報コーナー』を設置する。	— (庁舎外のプレハブ60㎡)	○必要スペースが確保されており、現状で不足なし	同上	【人口比】 平均2.5㎡/万人	(1)現状同等 現状で不足ないため	(1)現状同等 現状で不足ないため							

基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)～(4)				2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	(1)	(2)		(3)		(4)		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状 面積	現在の状況および課題等を考慮した必要面積 考え方		国基準 考え方		類似人口規模の他市平均 考え方		(1)～(4)のうち 採用した算定方法	面積 本庁舎 分庁舎		(1)～(4)のうち 採用した算定方法
		⑪議場等	○ 議場は、議員定数に応じた規模を確保する。 ○ 委員会室は、常任委員会が同時開催できる必要な室数を確保する。 ○ 議員控室は、議員数や会派の増減に対応できる柔軟な構造とし、議長室等、議会活動に必要な諸室について整備を行う。	1,256 480 884	○ 必要な諸室・スペースが確保されており、現状で不足なし		【総務省】 議員あたり35㎡ 35㎡×42人(議員)		【議員比】 平均11.6㎡/人 【議員比】 平均12.7㎡/人 【議員比】 平均15.7㎡/人			(1)現状同等 現状同等の規模において諸室の機能向上を図る	(1)現状同等 現状同等の規模において諸室の機能向上を図る	
II 行政事務	4. 機能的・効率的な庁舎	⑫執務室	○ 執務空間は、国基準に準じたスペースを確保する。 ○ 執務空間には、各課の間に間仕切りは設けず、机や椅子等の什器類のサイズ・配置と執務室のレイアウトを統一化した、引越し経費の削減にも効果のあるユニバーサル・フロアを導入する。	8,008	○ 国基準と現状の双方を考慮 ・一般職については国基準(4.5㎡/人)を一律確保、役職者については現状同等を必要面積とする		【総務省】 一般職員 1人あたり4.5㎡ 特別職(20人分) 部次長(9人分) 課長(5人分)を加算		【職員比】 平均7.0㎡/人		(2)必要面積		(2)必要面積	
		⑬打合せ等共有スペース	○ 日常的に必要な打ち合せや作業、OA機器が設置できる共有スペースを配置する。	— (執務室に含)	① 執務室内の打合せスペース等 ・現状23課26ヵ所(平均3課に1ヵ所程度)配置 ② コピー機の設置 ・現状、2課で1ヵ所程度配置 ①と②をあわせ、2課で1ヵ所の共有スペース(20㎡/ヵ所)を確保		【総務省】 ⑬会議室面積に含む				(2)必要面積	(2)必要面積		
		⑭会議室	○ 現在の不足状況を解消できる数を確保した、全庁共用の会議室を配置する。	1,019	○ 現状会議室(9室・480㎡)の予約状況より ・6室は自由利用で、倍率は1.1～1.3倍 ・3室は固定用務で、ほぼ専有 ⇒突発的な利用に対応できるように、部屋数を2倍に増設、研修室を含めて、21室を整備		【総務省】 会議室ほか、諸室の面積として、職員あたり7㎡ ※この面積にトイレ、給湯室等の諸室含む		【職員比】 平均1.0㎡/人		(2)必要面積	(2)必要面積		
		⑮倉庫・書庫	○ 全庁共用の書庫・備品倉庫等を配置するとともに、法令等に基づく保管文書等については、専用の保管スペースを確保する。	656	① 現在の保管文書量より ・本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍) [] ② 現在外部保管している文書量 [] よって、新庁舎の保管文書量(想定) [] ⇒ 書庫スペースに換算すると []		【総務省】 執務室面積の13% 11,174㎡×13%		【職員比】 平均0.8㎡/人		(2)必要面積	(2)必要面積		
		⑯情報管理室	○ 本庁舎庁内で個別に管理されているサーバをすべて情報管理室により集中管理する。	287	○ 現在の施設を踏襲 ・今後システムの整理が進められることが想定され、現状が必要面積と想定できる		(基準なしのため必要最大で考慮)		【職員比】 平均0.1㎡/人		(1)現状同等	(1)現状同等		
III 防災拠点	5. 安心安全な庁舎	⑰災害対策本部室	○ 緊急時に迅速かつスムーズに支援活動が開始できるよう、『災害対応事務局開設室』と『災害対策本部会議室』を常設で設置する。	83	○ 所管課要望の最大面積 ・災害対策本部室のほか、関係諸室を一体整備するために必要な面積		(基準なしのため必要最大で考慮)		【職員比】 平均0.3㎡/人		(2)必要面積	(2)必要面積		
		備蓄倉庫	○ 支援活動とそれを行う職員のため、資材と7日分の食糧を蓄えておく備蓄倉庫を設置する。						【職員比】 平均0.05㎡/人					

基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)～(4)				2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	(1)	(2)		(3)		(4)		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状	現在の状況および課題等を考慮した必要面積		国基準		類似人口規模の他市平均		(1)～(4)のうち採用した算定方法	面積		(1)～(4)のうち採用した算定方法
面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	採用した算定方法	本庁舎		分庁舎	採用した算定方法	
その他	⑱電気室・機械室等		○72時間連続運転可能な『非常用発電機』を設置する。	1,476	○職員増に対応して拡大 ・本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)		【国交省】 ○電気室(共用部分を除く庁舎規模ごと) 5000㎡～:210㎡ 15000㎡～:330㎡ 20000㎡～:380㎡		【職員比】 平均2.0㎡/人		(3)国基準(国交省) ※電気室のみ庁舎部分に配置(その他は地下等) ※庁舎の分散により重複設置		(3)国基準(国交省) ※電気室のみ庁舎部分に配置(その他は屋外等)	
	⑲給湯室、更衣室、守衛室など			2,667 (ピロティ等除くと1,770㎡)	○職員増に対応して拡大 ・本庁舎勤務職員の増大分拡張する((ピロティ等部分除く1,770㎡×1.2倍)		【総務省】 ⑳会議室面積に含む		【職員比】 平均3.7㎡/人		(2)必要面積		(2)必要面積	
合計				23,001										

※庁舎建物外又は地下に設置するもの

基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)～(4)				2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	(1)	(2)		(3)		(4)		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状	現在の状況および課題等を考慮した必要面積		国基準		類似人口規模の他市平均		(1)～(4)のうち採用した算定方法	面積		(1)～(4)のうち採用した算定方法
面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	採用した算定方法	本庁舎		分庁舎	採用した算定方法	
I 市民サービス	1. 利用しやすい庁舎	④駐車場(来庁者)	○条例にもとづく基準台数を確保した駐車場を整備する。	55台 (周辺駐車場合計114台)	①現在の本庁舎駐車場の利用状況より ・本庁舎配置の部署は73課・室 ・ピーク時の利用率 約100%(114台) ・ピーク時の入庫まち台数 平均11台 ・必要台数⇒114台+11台=125台 ②新庁舎の利用者数(想定) a) 現本庁舎 約2,500人/日 b) 統合するその他の庁舎 約300人/日 a+b=新庁舎の利用者数=約2,800人/日 ・新庁舎の利用者数は、庁舎の統合で現本庁舎の1.1倍(2,500人→2,800人) ○庁舎の統合による利用者増を見込み、新庁舎に必要な駐車場台数 合計 125台×1.1⇒140台		なし		【人口比】 平均7.3台/万人		(その他) 宅地開発条例にもとづく基準台数を確保する		(その他) 宅地開発条例にもとづく基準台数を確保する(ただし、敷地によゆうがあることから1.2倍を確保)	
III 防災拠点	5. 安心安全な庁舎	備蓄倉庫	○支援活動とそれを行う職員のため、資材と7日分の食糧を蓄えておく備蓄倉庫を設置する。	-	○災害対策本部での事務従事者1,000人・7日分(21,000食分)の食糧を保存する倉庫(地下または屋外に設置) → 50㎡		なし				(2)必要面積		(2)必要面積	
		雨水貯留施設	○災害時の生活用水および飲料水確保のため、雨水貯留施設および飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する。	-	○宅地開発条例による雨水調整施設の設置流出抑制値1,150㎡/ha×3ha ⇒ 1,150㎡×3mの貯留槽		なし		【職員比】 平均0.04㎡/人		(2)必要面積 ※敷地面積が小さくなることにより小規模で可能		(2)必要面積	
		耐震性貯水槽		-	○災害対策本部での事務従事者7日分の飲料水 ・支援事務従事者1,000人×7日×3リットル ⇒7㎡×3mの貯水槽		なし				(2)必要面積		(2)必要面積	
その他	電気室・機械室等			-			【国交省】 ○機械室(共用部分を除く庁舎規模ごと) 5000㎡～:830㎡ 15000㎡～:1520㎡ 20000㎡～:1870㎡				(3)国基準(国交省) ※機械室設置スペース(地下等) ※庁舎の分散により重複設置		(3)国基準(国交省) ※機械室設置スペース(屋外等)	